札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

平成 21 年 5 月

札幌市

はじめに

札幌のまちづくりには、これまで、町内会・自治会などの住民組織が、 地域における住民相互の連帯感をはぐくむとともに、暮らしや福祉の向 上に大きな役割を果たしてきました。

また、平成7年の阪神・淡路大震災では、こうした町内会・自治会などとともに、ボランティア団体やNPOなどの市民による自主的・自発的な活動が、地域の復興に大きな力を発揮したことが注目を集めました。

さらに平成 10 年には、N P O 活動を支援、促進することを目的とした 特定非営利活動促進法が制定され、市民の自主性に基づく公益的な活動 の果たす役割の重要性が広く認められるようになりました。

札幌市においても、市民の皆さんが社会のさまざまな問題に関心を持ち、自発的に行う、多様で幅広いまちづくり活動が活発化しており、こうした活動が、行政では手が行き届かない領域でも重要な役割を担い、また、行政と共に公共を担う存在として、強く認識されてきています。

このように、市民の皆さんによるまちづくり活動は、新しい時代のまちづくりを担う大きな推進力であることから、その活動をより一層効果的に促進するための基本的ルールや仕組みについて定めた「札幌市市民まちづくり活動促進条例」を平成20年4月から施行しています。

このたび、この条例の内容を実効性あるものにしていくため、まちづくり活動を取り巻く課題や問題点を整理し、これらの課題解決を図る諸方策を盛り込んだ「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」を策定いたしました。

この基本計画は、札幌市の附属機関である「札幌市市民まちづくり活動促進テーブル」が熱心に議論を重ねて取りまとめていただいた答申を踏まえ、市の部局の横断的な組織である「市民まちづくり活動促進調整委員会」での議論を経て策定したものです。

この基本計画により、多くの市民の皆さんにさまざまなかたちでまちづくりに参加していただき、自発的なまちづくり活動がさらに活発となるような「市民と市民が支え合うまち・札幌」を築いていきたいと考えています。

平成 21 年 5 月

札幌市長 上田 文雄

目 次

第	1	章	基本計画の目的	1
	(参え	考 市民まちづくり活動とは〕	1
第	2	章	基本計画策定の背景	2
第	3	章	基本計画の基本的な視点	4
第	4	章	市民まちづくり活動の現状と課題	5
	1	Ą	参加する市民の側から見た現状と課題	5
		(1)	参加経験がない市民が約6割も	. 5
		(2)	参加には情報ときっかけが重要	. 5
		(3)	懸念される市民のつながりの希薄化	. 6
		(4)	まちづくり活動の捉え方にギャップ	. 6
		(5)	シニア世代の参加意欲と実際の活動の格差	. 7
		(6)	コミュニティ活動の参加要素は、時間、活動内容、責任	. 8
	2	ま	ちづくり活動団体側から見た現状と課題	10
		(1)	まちづくり活動団体の現状	10
		(2)	活 動 上 の 課 題	11
第	5	章	計画の基本目標	17
		目核	票(1)】多くの市民のまちづくりへの参加促進	17
	1		「市民みんなで支え合うさっぽろ」の実現	17
	2	1	多様な参加のスタイルの確保	17
	3	5	ត 軽に楽しみながらの参加を促進	17
	4	ī	市民と市民、市民と団体がつながる~互いに支え合う関係づく	IJ
				18
		目核	票(2)】多種多様な市民まちづくり活動の充実と発展	18
	1	7	きまざまな団体の活動の活発化	18
	2		まちづくりの担い手の増加	
	3	1	企業の社会貢献活動の広がり	18
			票(3)】市民まちづくり活動の連携促進	
	1		重携による相乗的効果の産出	
	2	Ī	重層的な市民まちづくりネットワーク構築	19
			票(4)】 自主的・自律的な市民まちづくり活動の拡大と地域	
	強	•-		
	1		市民まちづくり活動への総合的な支援	
	2		言頼の輪の広がりが、まちづくりの最も重要な鍵	
第	6	章	市民まちづくり活動促進に関する施策の方針	20

	1	多	くの	市民	が主	体的	に参	加で	きる	環 境	づく	り				. 20
		(1)	市」	民に	対す	る効り	と 的 な	ょ情幸	设提 (共						20
		(2)	市」	民二·	ーズ	に合ネ	っせ #	こ多札	集なき	舌動 6	ひ場に	づくり	y			20
		(3)	身:	近な	こと	から	没階的	的に「	関 心	を持	つこ	とが	でき	る取	り組み	り
		実施														20
		(4)	市」	民とす	市民	、団体	本同岀	L な と	ごのと	出会し	ハとる	を流る	を促え	<u>售</u>		21
		(5)	地址	或の	多様	な交派	ፙታ ር	コン:	うくり	丿を 扌	隹進					22
	2	自	立的	な市	ī民ま	きちづ	くり	活動	の広	がり	を促	進				. 22
		(1)	総	合的:	な情	報支持	爰、]	T 1	こよる	5 交 🤅	たの 付	士組る	みづ・	くり		22
		(2)	活	動の:	場に	関する	る支持	爰のす	主実							22
		(3)	Γ;	さぽ・	ے ک	ほっと	≤ 基金	È] 0	助助	戊 メ <i>ニ</i>	= ュ -	- の ヨ	多様(匕		23
		(4)	活	動主	体の	種類	· 活重	边段队	皆に「	さじか	こ育原	戊支扌	爰			23
		(5)	共	通講)	座 の	開発と	- 人木	才育瓦	せの 作	本系(ኒ					23
		(6)	活	動体!	験の	機会の	り設に	È								23
	3	企	業の	社会	美 貢 献	活動	の促	進								. 24
		(1)	企 :	業の	社会	貢献清	5動ℓ	つ促進	進施領	策実 加	包					24
		(2)	企	業 と	団体(の交易	允• 追	重携 ∅) 促注	進						24
	4	ま	ちづ	くり	を行	うさ	まざ	まな	主体	の連	携促	進				. 24
		(1)	団(本間	及び	団体と	:市月	€、1	と業、	行证	女がる	を流っ	するは	易の言	殳定	24
		(2)	協(動関	係の	普及优	足進									25
		(3)	連	隽を:	進め	る人ホ	才の育	育成								25
		(4)	協(動推	進の	ための	つ窓口	コのな	本制引	鱼化						25
	5	計	画の	推進	上に必	要な	基本	的な	環境	の整	備					. 26
		(1)	庁 内	にお	ける	横断	的推	進体	制の	整備						26
第		=							-							
	Ţ	東点	施策	7]	市民	ままち	づく	り活	動を	広げ	る寄	附文	化の	鰬成	• • • • • • • •	. 42
		 .				_										
		基々	可信?	ョの♬	本 糸 🛭	ሷ										44

<資料編>

0	基本計画に関連して推進する一般事業一覧	1
0	各区で実施している市民まちづくり活動を促進する事業	4
0	市民まちづくり活動促進基本計画のあり方に関する答申	9
0	体験!「まちづくりワークショップ」報告書	45
0	札幌市市民まちづくり活動促進条例	4 9

第1章 基本計画の目的

札幌市は、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的に、平成20年4月に「札幌市市民まちづくり活動促進条例」(以下「促進条例」という。)を施行しました。

今回策定した「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画(以下「基本計画」という。)」は、促進条例第7条第1項¹に基づいて、「市民まちづくり活動」の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのもので、条例の目的を実践する拠りどころとして、また、市民、事業者及び市がその目標を共有して、一体となり、まちづくりを進めることを目指しています。

[参考 市民まちづくり活動とは]

促進条例第2条では、市民まちづくり活動を「市民が営利を目的とせず、 市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等 又は個人により自発的に行う公益的な活動」と規定しています。



¹ 促進条例第7条第1項:「市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画(以下「市民まちづくり活動促進基本計画」という。)を策定しなければならない。」

第2章 基本計画策定の背景

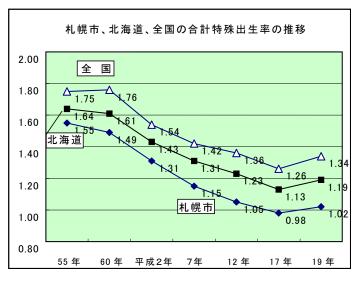
札幌市では、合計特殊出生率²が大都市の中で東京都区部に次いで低い 1.02 (平成 19 年) となっており、著しく少子化が進行しています。また、65 歳以 上の高齢者人口割合は、18.8%と全国平均の 21.6%³を下回っているものの、 年々上昇傾向を示し、特に、一人暮らしの高齢者は約6万1千人(平成 17 年 国勢調査)に達しています。

このような少子・高齢化の進行や、国、北海道、市の厳しい財政状況をはじめとした社会経済情勢が大きく変化している中で、市民の日常生活でも、「地域で子育てについて相談する相手がほしい」、「一人暮らしで話し相手がほしい」、「体が不自由なので、買い物や通院の手伝いをしてほしい」など、求められるサービスの質や内容が実に多様化しています。

従来、市民に対する公共サービスは、主に、札幌市をはじめとする行政機関が担ってきましたが、複雑・多様化した市民ニーズには、行政だけでは十分に対応することが極めて困難になっています。

一方、平成 20 年度市政世論調査によると、地域や社会の課題を解決するために、「まちづくり活動に参加したい」という市民が約7割に達するなど、参加意欲が高まっています。

地域のまちづくり活動も、町内会・自治会(以下「町内会」という。)を中心に活発化し、防犯パトロールや高齢者の見守り活動、各種交流サロンの運営から、地域の将来像を描き、地域が一体的にまちづくりを進めるものまで、多彩な活動が取り組まれています。



< 資料> 厚生労働省「人口動態調査」、北海道保健福祉部、 保健福祉局保健所健康企画課

<資料> 総務省統計局「国勢調査」

- ² 合計特殊出生率:一人の女性が一生の間に産む子どもの数
- 3人口割合は、いずれも平成20年3月末住民基本台帳による。

また、特定のテーマ、使命の達成を目指しているNPO活動も、その認証法人数(札幌市に主たる事務所を置くもの)が657団体(平成20年11月末現在)になるなど、ますます活発化しています。

さらに、企業も、地域社会へ積極的に参加し、道路のアダプト⁴活動、子どもの 110 番の店や地球環境保全のためのレジ袋削減運動など、さまざまな社会貢献活動が見られるようになっています。

こうした多様なまちづくり活動や事業者の社会貢献活動が、行政の限界を乗りこえるものとして強く認識され、新しい時代の公共を担う活動として大きな広がりを見せています。

しかし、これらの活動をまちづくりの推進力として育んでいくためには、参加を希望する市民の側から、また、活動団体側から挙げられているさまざまな課題に目を向けて、効果的に市民まちづくり活動(以下「まちづくり活動」という。)を促進していくことが求められています。

今後、数多くの困難が待ち受けている時代であればこそ、豊かで活力ある地域社会の発展を目指して、市民、企業と行政がそれぞれの役割を理解した上で、その持てる力を十二分に発揮し、互いに支え合う仕組みをつくっていくことが、最も大切な時期に来ています。

⁴ **アダプト**: アダプトとは「養子縁組をする」という意味。市民が公共スペースを養子のように愛情をもって面倒を見る=清掃・美化することから命名された。

第3章 基本計画の基本的な視点

この基本計画は、大きく分けて2つの視点から課題、目標、施策等を整理しています。

1点目は、より多くの市民がまちづくり活動に参加するためにはどうすればよいかという「市民参加」の視点、2点目は、活動している市民・団体がその活動をより充実させていくにはどうすればよいかという「活動の充実・発展」という視点です。

特に、今まで一度もまちづくりに参加していない市民、過去に参加していたが現在は参加していない市民などが、何らかのきっかけによって、活動に参加していくことは、札幌のまちづくりを担う人材確保にとって重要です。

多彩な知識・経験・ノウハウを有した多くの市民が参加することは、活動の充実化や活発化を促進し、市民や団体、そして、団体同士が協力・連携するといったつながりを増していく上でも効果をもたらすことでしょう。

実際のまちづくり活動には、多様な市民のかかわり方、活動のあり方、団体間のつながり方などの側面がありますが、基本計画は、「市民参加」と「活動の充実・発展」の2つの視点から体系化しています。

また、まちづくり活動を行う市民にも、この基本計画の趣旨をよく理解してもらい、活動の方向性や他団体をはじめ行政・企業との連携のあり方について意識を共有してもらうことで、さらに、実り多きまちづくり活動が市内に広がっていくことを考えています。

前述の2つの視点から、第4章から第6章までは、多様なまちづくり活動の実態を分析し、基本的事項として「現状と課題」を整理するとともに、これを踏まえて「計画の基本目標」及び「施策の方針」についてまとめています。

これらについては、各種アンケート調査結果や市民、活動団体及び有識者からの意見などをもとに整理したものですが、めまぐるしく変わる社会状況と、ますます多様化するまちづくり活動の動向によっては、必要に応じた見直しも検討します。

なお、第7章の「重点施策」は、施策を効果的に実施するために、概ね5年経過後での見直しを想定しています。

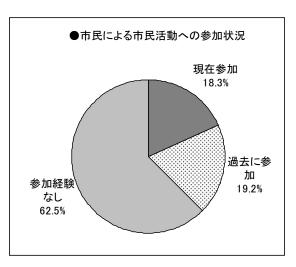
第4章 市民まちづくり活動の現状と課題

1 参加する市民の側から見た現状と課題

(1) 参加経験がない市民が約6割も

平成 18 年 7 月に札幌市がまとめた⁵「市民活動促進条例策定に向けた市民アンケート調査報告書」(以下「市民アンケート」という。) ⁶では、「まちづくり活動への参加経験がない」が 62.5%となっています。

また、「過去に参加したことがあるが、現在参加していない」と答えた方が 19.2%となっており、両方合わせると、約8割の市民がまちづくり活動に参加していないことになります。

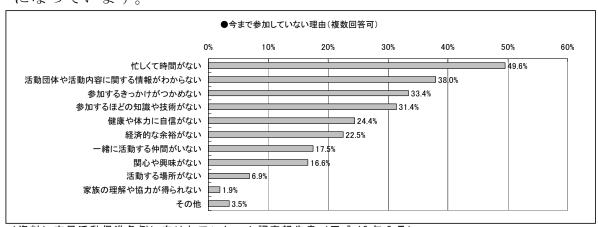


< 資料>市民活動促進条例に向けたアンケート調 査報告書(平成18年8月)

こうした結果を踏まえて、より多くの市民がまちづくりへ参加すること を促す取り組みが必要です。

(2) 参加には情報ときっかけが重要

市民アンケートでは、「今までまちづくり活動に参加していない理由」については、「忙しくて時間がない」が最も多く(49.6%)、「情報がわからない」(38.0%)と「参加するきっかけがつかめない」(33.4%)と続いています。このことから、まちづくり活動への参加を促すためには、多忙でも参加できる取り組み、的確な情報発信、参加のきっかけづくりなどが重要になっています。



〈資料〉市民活動促進条例に向けたアンケート調査報告書(平成18年8月)

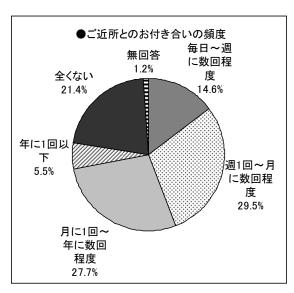
⁵ 本文中で引用するアンケート調査結果は、特に表記のないものは、札幌市が実施したもの。

⁶ 住民基本台帳から市民約3千名を対象に無作為抽出し調査を実施。

(3) 懸念される市民のつながりの希薄化

札幌市の町内会加入率は年々低下傾向にあり、平成20年1月では72.6%となっています。また、平成18年度市政世論調査によると、ご近所とのお付合いの頻度は「全くない」が21.4%、「年に1回以下」が5.5%と、市民の4人に一人はほとんど近所付合いがありません。

このように、市民同士のつながりが希薄化することによって、地域力の弱体化が懸念されており、誰もが人と人とのつながりの中で、安心感をもって住めるまちづくりが求められます。



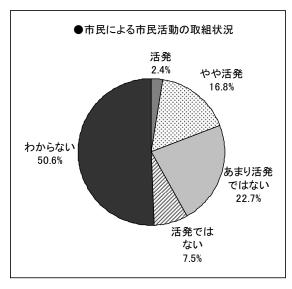
< 資料 > 市民活動促進条例に向けたアンケート調 査報告書(平成18年8月)

(4) まちづくり活動の捉え方にギャップ

市民アンケートによると、「札幌市の市民まちづくり活動の動向に対する印象」について「わからない」という意見が 50.6%と半数も存在します。

一方、まちづくりに参加したこと

はなくても、「身近な課題の解決」、 「住みやすい地域の創出」に対する 期待は大きく、自らがまちづくりへ の一歩を容易に踏み出すことができ るということが広まれば、まちづく りに対する意識や認知度が高まる可 能性はあるといえます。



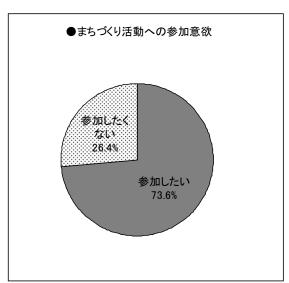
<資料>市民活動促進条例に向けたアンケート調査報告書(平成18年8月)

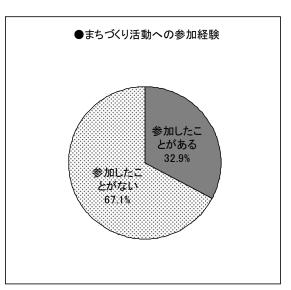
(5) シニア世代の参加意欲と実際の活動の格差

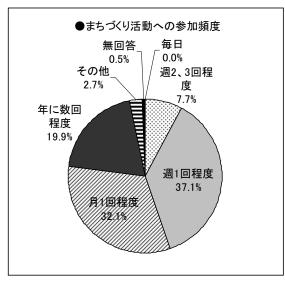
平成 19 年 3 月の「まちづくり活動に関するアンケート〜シニア世代を中心に〜報告書」⁷では、73.6%のシニアが「今後のまちづくり活動へ参加したい」と回答しており、まちづくりに対する参加意欲は高いが、「まちづくり活動へ参加したことがない」は 67.1%となっています。意欲はあっても、実際の参加には結びついていない実態が浮き彫りになっています。

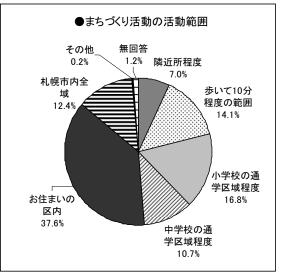
また、「まちづくり活動への参加可能な頻度」に関しては、「週1回程度」が 37.1%と最も多く、「活動の範囲」については、「徒歩圏内」が5割弱を占めています。

このことから、参加意欲の高いシニア世代の参加を促進するため、手軽で 無理のない、多様な参加方法を提供していくことが求められています。









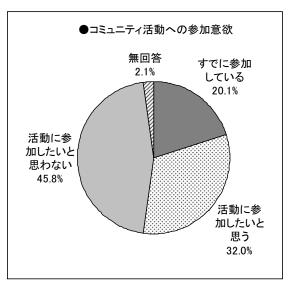
<資料>まちづくり活動に関するアンケート~シニア世代を中心に~報告書(平成 19年3月)

⁷ 市内に居住する 55 歳~65 歳のシニア層 3 千名に対して調査を実施。

(6) コミュニティ活動の参加要素は、時間、活動内容、責任

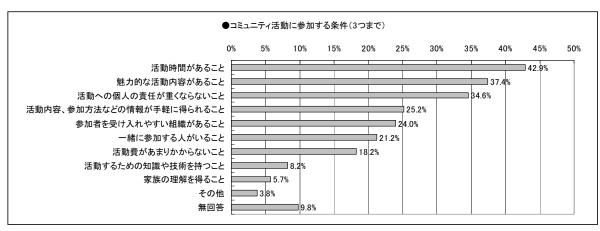
平成 18 年度市政世論調査によると、コミュニティ活動(町内会活動)に「すでに参加している」と「参加したい」を合わせると 52.1%と過半数であるが、「参加したくない」も 45.8%と拮抗しています。

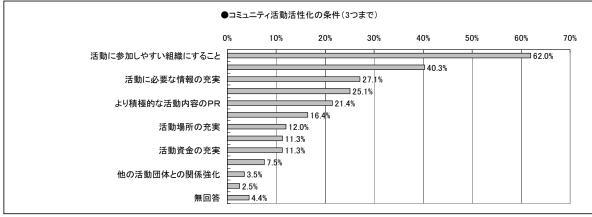
「参加する条件」としては、「活動時間があること」が 42.9%と最も多く、「魅力的な活動内容」(37.4%)、「責任が重くならない」(34.6%)と続いています。時間、活動内容、責任という要因が大きく、こうしたニーズを踏まえた環境づくりが必要になっています。



<資料>平成 18 年度市政世論調査

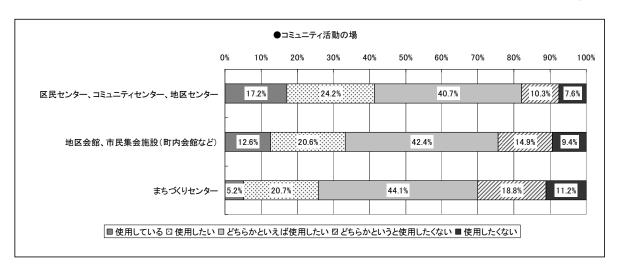
「コミュニティ活動活性化の条件」としては、「参加しやすい組織」が62.0%と最も高い回答を占めており、より参加しやすい町内会のあり方が求められているといえましょう。





<資料>平成18年度市政世論調査

また、「コミュニティ活動の場」として、「区民センター、コミュニティセンター、地区センターを使用したい」が 82.1%、「地区会館、町内会館などを使用したい」が 75.6%、「まちづくりセンター⁸を使用したい」が 70%となっており、総じて身近にある施設に対する期待が大きくなっています。



<資料>平成18年度市政世論調査

⁸ **まちづくりセンター**: 市内に 87 ヶ所あり、地域のまちづくりの調整役として地域と連携しながら、地域の課題解決やコミュニティの活性化、ネットワークづくりの支援などを行っている地域のまちづくり活動の拠点

2 まちづくり活動団体側から見た現状と課題

平成 19 年 9 月の「市民活動団体に対するアンケート調査結果」(以下「活動団体アンケート」という。)9から、次のようなまちづくり活動団体の課題が浮かび上がりました。

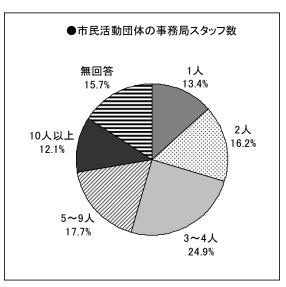
(1) まちづくり活動団体の現状

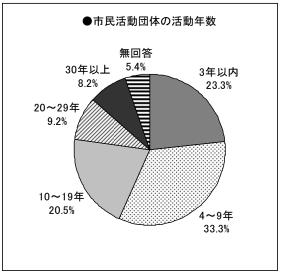
市内のNPO法人や市民活動団体の事務局スタッフは、「3~4人」が24.9%と最も多く、9人以下の小規模な団体が7割を占めています。

また、活動年数は、「4~9年」が 33.3%と最も多く、9年以下が6割近 くを占めるなど、活動年数が比較的短 めになっています。

活動団体数は、増加傾向にありますが、実態を見ると、小規模の団体が多く、趣味の仲間が集まって結成されたサークル的な団体や少数の有志が集まったボランティア団体などが多数を占めています。

団体数の増加は、まちづくり活動の 活発化の点からも歓迎されるべきこ とですが、さらに、社会に開かれ、市 民のニーズに沿った活動も必要とさ れています。





< 資料 > 市民フォーラム及び市民活動団体に関する アンケート調査報告書(平成19年9月)

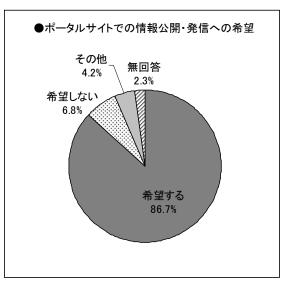
10

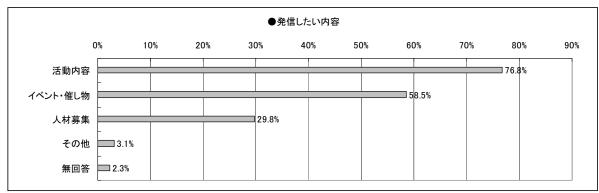
⁹ 市民活動サポートセンター登録団体、市内の NPO 法人、連合町内会の約 1,800 団体に対し て調査を実施。

(2) 活動上の課題

① 情報の支援

市に期待する情報発信では、「ポータルサイト¹⁰での情報公開、発信の希望」(86.7%)が極めて多く、発信したい情報としては、「団体の活動内容」(76.8%)、「団体が行うイベント、催し物」(58.5%)が高くなっています。団体の広報・PRに関するニーズが高く、認知度向上に対する要望が強いことが分かります。





<資料>市民フォーラム及び市民活動団体に関するアンケート調査報告書(平成 19 年 9 月)

② 人材の育成支援

「団体に必要なノウハウ・知識」では、「広報、ホームページの運営、情報発信」が37.6%で最も多く、「NPO、企業、行政との協働の方法」(34.2%)、「助成金申請書作成」(23.5%)、「会計、税務、資金運用」(19.0%)と続くなど、団体PRなどの広報ニーズが高くなっています。札幌市市民活動サポートセンター¹¹の相談では、比較的小規模な団体からの事業企画に関する相談が多く、継続的な相談を通じて、企画力を段階的に向上させていくという実例が多数あります。

このように、広報、ホームページの運営、助成金申請、会計など、実

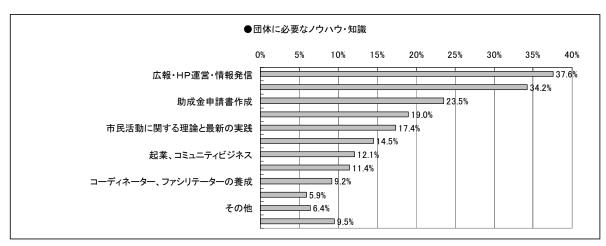
¹⁰ ポータルサイト: インターネット上で情報を探し出すときの入口となる情報サイトのこと。検索エンジンやリンク集を中心として構成され、さまざまな情報を集約提供する機能を持つ。

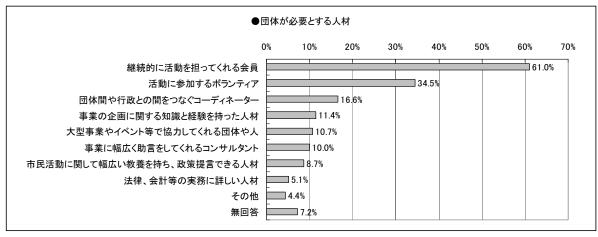
 $^{^{11}}$ 札幌市市民活動サポートセンター: さまざまな市民まちづくり活動を総合的に支援するための拠点施設として、平成 15 年 9 月に札幌駅北口に隣接して設置。

務的な研修に対するニーズが高く、団体の活動に必要な知識と技術の向上が強く求められています。

また、「団体が必要とする人材」では、「継続的に活動を担ってくれる 会員」が 61.0% と最も高く、「活動に参加するボランティア」が 34.5% となっています。

いずれにしても活動を支える人材が求められており、NPOやボランティア団体の多くが特定のリーダーの力量に依っているところも少なくないことから、後継者の育成も急がれます。





<資料>市民フォーラム及び市民活動団体に関するアンケート調査報告書(平成 19 年 9 月)

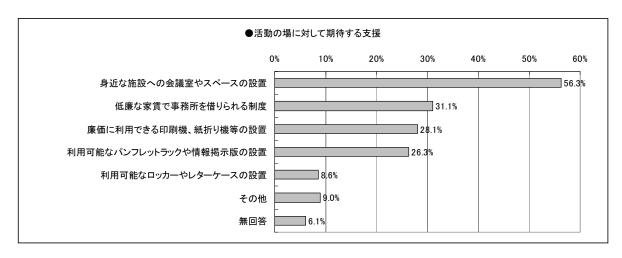
③ 活動の場の支援

活動の場では、「身近な施設での会議室やスペースの設置」が56.3%、「低廉な家賃で事務所を借りられる制度」が31.1%となっています。

平成19年9月の「市民活動団体に対するヒアリング調査」(以下「ヒアリング調査」という。)¹²でも、特に、会議、打ち合わせ、作業、研修などが行える身近で日常的な活動場所への要望が強く、活動の場の充実が求められるところです。

¹² 市内の主なNPO法人及び連合町内会の十数団体に対して実施した聞き取り調査。

このほか、「廉価に利用できる印刷機、紙折り機の設置」(28.1%)、「利用可能なパンフレットラックや情報掲示板の設置」(26.3%) なども比較的高いニーズになっています。



<資料>市民フォーラム及び市民活動団体に関するアンケート調査報告書(平成 19 年 9 月)

④ 財政的支援

活動を支える財政的な課題は、非常に大きな位置を占めています。

市民、企業の寄附でまちづくり活動を支援する基金制度に対する期待は大きく、基金の設置は7割が「必要」と回答しています。

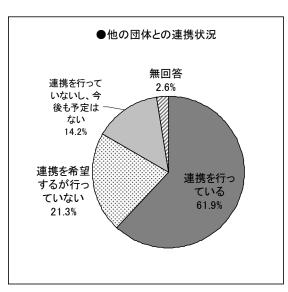
また、「団体にとって必要な情報」では「助成金に関する情報」が過半数と最も多かったことから、資金に対する需要は大きいといえます。

ヒアリング調査においても、小規模団体に向けた資金支援策の充実が 必要との意見が多く、その活動を安定化させる支援が求められています。

⑤ 連 携

「他団体との連携」では、「連携を行っている」が61.9%、「連携を希望するが行っていない」が21.3%となっており、両方を合わせると8割以上が連携に対して前向きな姿勢を示しています。

「連携に向けて必要なこと」は、「各種団体間をつなぐコーディネート」が 41.6%と最も多く、「各種団体に関する情報」(23.4%)、「各種団体が活動などを発表する交流イベント」(19.9%)となっており、

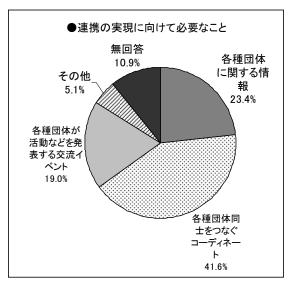


<資料>市民フォーラム及び市民活動団体に関するアンケート調査報告書(平成19年9月)

コーディネートや交流イベントなど、何らかの知り合うきっかけが 求められています。

また、スタッフが少ない小規模 の団体になるほど、連携を行えな い状況が活動団体アンケートから 見て取れます。

まちづくりを総合的に進めていくためには、さまざまな団体が連携することが有効な手段の一つという認識が高いといえましょう。

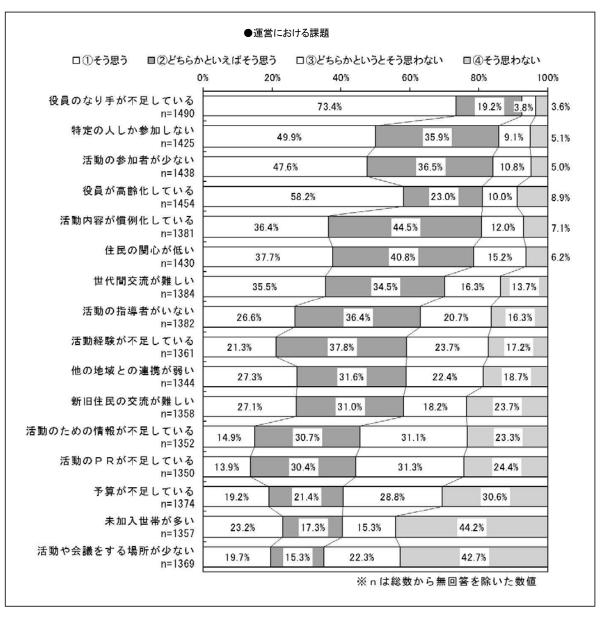


<資料>市民フォーラム及び市民活動団体に関する アンケート調査報告書(平成19年9月)

⑥ 町内会について

平成19年3月の「町内会、自治会に関するアンケート調査結果」¹³では、町内会の課題は、「役員のなり手が不足」が92.6%と最も多く、「特定の人しか参加しない」(85.8%)、「活動の参加者が少ない」(84.1%)、「役員が高齢化」(81.2%)と続いています。

人材不足が最も深刻な課題となっており、この点では、市民活動団体 と同様の課題を抱えています。



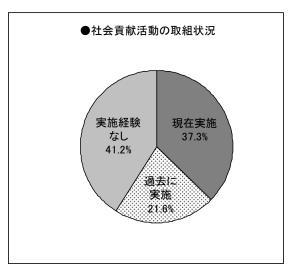
<資料>町内会・自治体に関するアンケート調査結果報告書(平成19年3月)

¹³ 市内の 2,158 町内会の会長にアンケート用紙を郵送し調査を実施。

⑦ 企業の社会貢献活動について

平成 18 年 8 月の「企業へのアンケート調査」 ¹⁴によると、「社会貢献活動の実施経験」については「なし」の約 4 割と「過去に実施」の約 2 割を合わせると約 6 割が現在実施していないという結果で、未実施の理由は、経済的事情と多忙が最も多い状況です。

「企業が社会貢献活動を活発化 させるための行政に必要な取り組 み」については、「情報提供」が最 も多くなっています。



< 資料>市民活動促進条例策定に向けたアンケート 調査報告書(平成18年8月)

このように、企業の社会貢献活動は、まだ、発展途上の段階であることから、まず、社会貢献活動の必要性について理解を深め、まちづくりに対する意識を高めてもらうことが課題といえます。さらには、企業に対する情報提供、まちづくり活動団体との出会いの場の設定など、まちづくり活動に参加しやすい環境づくりが市に求められています。

_

¹⁴ 本市経済局の企業経営動向調査の対象1千企業の代表者に対して調査を実施。

第5章 計画の基本目標

基本目標 「豊かで活力ある地域社会の発展のために」

「市民が市民の活動を支える"まちづくりの札幌スタイル"の構築」

まちづくり活動に関わる現状と課題を踏まえて、次の4つの目標を設定し、 豊かで活力ある地域社会の発展のために、市民が市民の活動を支える"まちづくりの札幌スタイル"¹⁵の構築を目指します。

■ 「目標(1):多くの市民のまちづくりへの参加促進」

■ 「目標(2):多種多様な市民まちづくり活動の充実と発展」

■ 「目標(3):市民まちづくり活動の連携促進」

■ 「目標(4):自主的・自律的な市民まちづくり活動の拡大と地域力強化」

【目標(1)】多くの市民のまちづくりへの参加促進

1 「市民みんなで支え合うさっぽろ」の実現

各種アンケート調査によれば、まちづくり活動に参加したことがない市民が過半数を占めることから、できるだけ多くの市民がまちづくりの重要性について理解し、関心を持つような取り組みが必要とされています。まちづくりの意義や重要性を広め、まちづくり活動への市民参加を増やし、「市民みんなで支え合うさっぽろ」の実現を目指します。

2 多様な参加のスタイルの確保

まちづくりに参加意欲がある市民でも、仕事で忙しい方、小さな子どもがいる方など、さまざまな生活事情を抱えています。個々人の事情や生活スタイルに応じた参加ができる、多様な参加方法を構築するとともに、これらの情報を発信し、参加方法の提供を目指します。

3 気軽に楽しみながらの参加を促進

これまで、まちづくりに参加してこなかった市民が、気軽に楽しくまちづくり活動に参加できるように、例えば、身近な生活にかかわるテーマを設定する、親子で参加できる、また、参加しやすい時間や場所で実施するなど、

¹⁵ **まちづくりの札幌スタイル**:活動を支える市民と、市民ニーズに応え活動する団体とがお互いに関係性を強めていくような輪が広まれば、結果として札幌ならではの魅力あふれるまちが実現すること。

自然な形で関心が持て、参加できる機会を増やします。

4 市民と市民、市民と団体がつながる~互いに支え合う関係づくり

市民のつながりの希薄化が懸念されている今日、市民同士や市民と団体が交流する機会を設定し、市民と市民がつながり、互いに支え合う関係づくりを進めます。

【目標(2)】多種多様な市民まちづくり活動の充実と発展

1 さまざまな団体の活動の活発化

市内のまちづくり活動団体は年々増加していますが、その活動をより活発化させるにはさまざまな支援が必要です。例えば、活動の継続に課題を抱えている小規模団体のニーズに応じた総合的な情報支援をはじめ、人材の育成、活動の場の充実、基金における各種助成メニューの創設など、きめ細かな支援を進めます。また、町内会の抱える担い手不足などの課題に対応し、新たな人材のコミュニティ活動への参加を促進します。

2 まちづくりの担い手の増加

地域のまちづくりでは、多様なノウハウを有した市民が、自分のできることから取り組んでいただくことが大切です。このため、まちづくりへの関心を高める事業、活動への参加を促す事業、活動のリーダーとしての能力向上を図る事業など、基礎から応用、実践へと、ニーズに合わせて選択できる、活動の担い手の段階的な育成支援を進めます。

3 企業の社会貢献活動の広がり

企業はまちづくりの重要な担い手として、自ら有する資源を活用したまちづくり活動への参加が期待されていますが、必ずしも、社会貢献活動に対する認識が高いとは言えない状況です。このため、社会貢献活動の意義や必要性について啓発を進め、企業が本業の中で無理なく取り組め、企業のイメージアップにつながる活動なども紹介しながら、活動の輪の拡大を目指します。

【目標(3)】市民まちづくり活動の連携促進

1 連携による相乗的効果の産出

活動団体同士の連携は、ニーズが極めて高く、活動の充実や発展に結び つくとともに、まちづくりを効果的に進めるために大変有効な方法です。 このため、連携のきっかけづくりを進め、活動団体と市民・企業・行政 といった各主体間の連携を促進し、まちづくりへの相乗効果を高めます。

2 重層的な市民まちづくりネットワーク構築

さまざまな団体が連携し、市内各地に、幾層ものネットワークが折り重なる重層的なネットワークが構築されることは、多様な課題に対応し、迅速な問題解決に当たることが可能になります。このような目的を共有するゆるやかなネットワークが数多く生まれるような環境づくりを進めます。

【目標(4)】 自主的・自律的な市民まちづくり活動の拡大と地域力強化

1 市民まちづくり活動への総合的な支援

まちづくりに参加する市民が増え、活動の活発化や内容が充実し、活動団体の連携が進むことで、より専門的で高度な活動も可能になります。

こうした"まちづくりの好循環"を生み出し、地域がさまざまな問題を 自主的・自律的に解決していく力、いわゆる地域力を強化するため、市民 参加の促進、団体の活動の充実、団体間の連携促進といった各場面にも適 切に対応しながら、総合的な支援を進めます。

2 信頼の輪の広がりが、まちづくりの最も重要な鍵

「市民が集い、身近な課題に気づき、ともに解決を目指して実践する」という一連の活動が、札幌の"まち"に信頼の輪を広げます。そして、個別的、具体的な課題に対応することから生まれたまちづくりの手法や、ともに目標を達成した体験がより困難な課題解決を可能にし、豊かで活力ある地域社会の発展につながっていきます。札幌のまちづくりの最も重要な鍵になるものとして、市民相互の信頼の輪を広げ、地域力の持続的な強化を目指します。

第6章 市民まちづくり活動促進に関する施策の方針

第5章の「4つの目標」を達成するため、次のような5つの施策の方針を定め、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。 5つの施策の方針は、前述の目標を達成するために重視する考えや必要な取り組みについて述べたものです。市民まちづくり活動の促進に関する施策・事業を実施するにあたっては、この方針を念頭に置きながら進めていきます。

1 多くの市民が主体的に参加できる環境づくり

(1) 市民に対する効果的な情報提供

市民がまちづくり活動に関心を持ち、できることから参加してもらうためには、効果的な情報提供が鍵となっています。まちづくりに関わる情報を一覧できる、また、誰でも簡単に情報が得られるホームページを開設するなど、まちづくり活動の情報発信を支援します。

(2) 市民ニーズに合わせた多様な活動の場づくり

参加経験のない市民がまちづくり活動を始めるためには、時間や体力に左右されない参加方法の開発などが必要となっています。

また、「関心のあるテーマなら参加したい」、「自分の知識・経験を生かしたい」、「肩肘張らず気軽に楽しみながら参加したい」など、多様なニーズに応えたさまざまな活動メニューが求められています。特に、団塊の世代などには、これまで蓄積してきた専門的な知識や経験を生かせる場も必要です。また、参加する方や活動分野もさまざまです。例えば、参加する方の中には、はじめて参加する方や、既に参加していてその活動を深めたい方が混在しており、そうした方々が活動したい分野についても福祉、環境、子育て支援など幅広いものがあります。このため、参加する方々のニーズに応じて、多彩なまちづくり活動の場づくりを進めます。

(3) 身近なことから段階的に関心を持つことができる取り組みの実施

① 参加者を増やすきっかけづくり

シニア世代アンケートによると、「活動に必要な情報」は、「ノウハウ・ 基本的知識」との回答が約6割を占めており、基礎的な知識・技術を学ぶ 機会が必要とされています。

また、多くの参加者を募るには、真剣な学ぶ場よりも、「面白そう」と 気軽な気持ちで学ぶうちに、いつの間にか、まちづくりの重要性や魅力を 発見できるような工夫が求められます。 まちづくりへの不参加理由で多忙が一番多いことからも、休日や夜間など、働く人にとっても参加しやすい日時に配慮し、例えば、家族や知人同士で参加できる楽しいイベントの中に活動体験を盛り込み、活動の重要性を何気なく知ってもらう、活動団体との交流に広げるなど、効果的なきっかけづくりを進めます。

さらには、地域のまちづくりの中核を担う町内会においても、担い手不足や加入率低下などの課題を抱えていることから、活動の情報を幅広く伝えるなど、新たな担い手の参加を促進します。

② 子ども・若者が主体的に参加できる事業の実施

すでに市内の多くの小・中学校及び高校において、町内会事業やボランティア活動、地域との交流会など、さまざまな取り組みに、子どもたちが参加しています。このような取り組みは、子どもたちを地域ぐるみで育む上でも、さらには、地域のまちづくりにより多くの市民が参加するきっかけとしても効果的です。

このように、将来のまちを担う子どもや若者に、早い時期から地域での活動を体験してもらうことで、その後のまちづくりへの参加促進につながっていくことが期待されます。このため、ボランティアの体験学習や町内会及びNPO活動を実際の現場で学ぶインターンシップ¹⁶事業などの子どもの参加事業をより一層充実させ、札幌や地域に誇りや愛着を持ち、主体的にまちづくり活動に参加する子どもや若者の育成に努めます。

(4) 市民と市民、団体同士などの出会いと交流を促進

地域では、環境美化、防災、子どもの見守り、高齢者への声かけなど、多種多様なまちづくり活動が展開されていますが、それぞれの活動主体が連携し、お互いの活動を組み合わせて効果的に実施することでネットワークが広がり、地域課題の解決に向けた総合力、いわば地域力が強化されていきます。

より多くの市民がまちづくり活動に興味を持ち、参加者が増えていけば、 まちづくりの意識を共有する市民同士によるグループが結成され、主体的に まちづくりを進めていく動きとなっていくことにより、地域力の強化に結び ついていくものと考えられます。

このため、市民と市民、市民と活動団体が出会い、交流できるきっかけづくりを進め、そこから「連携」、「協働」17へとまちづくり活動を深化させて

¹⁶ **インターンシップ**:学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいう。

¹⁷協働:共通の目的のために、異なる団体同士が役割分担を図りながら、対等の立場で協力して、共に活動すること。

いくような仕組みづくりを進めます。

(5) 地域の多様な交流サロンづくりを推進

地域の日常的な交流の場として、「地域の居場所(交流サロン)」が注目されていますが、市内では、高齢者向けの「シニアサロン」や子育て支援を目的とする「子育てサロン」のほか、食事をしながら交流を進める「地域食堂(レストラン)」や「コミュニティカフェ」など、多様な形態のサロンが増加しています。

こうした異世代が自由に集い、交流を図る居場所(サロン)は、地域住民のつながりを深め、住民同士の助け合いを生み、情報交換やまちづくり活動の拠点となっていく可能性を秘めていることから、地域の居場所(交流サロン)づくりを積極的に展開することにより、市民同士の交流を図り、地域のまちづくり活動を促進します。

このような居場所において、多様な市民同士の連携関係が形成され、地域 課題解決へ向けた事業が生まれることも期待されます。

2 自立的な市民まちづくり活動の広がりを促進

(1) 総合的な情報支援、ITによる交流の仕組みづくり

まちづくり活動の支援において、団体の活動に役立つ情報を発信することは不可欠であり、IT技術の進歩によって、特にインターネットによる情報発信が、迅速性と即時性、さらには不特定多数に対する発信の容易性から極めて有効な手段となっています。

また、団体同士の連携が重要であり、ITを活用した情報交換や交流の場は、これをきっかけとした連携の促進や瞬時に行われる情報のやり取りにより、団体のレベルアップや関心を持った市民の参加促進にも効果が期待されます。

このため、札幌市が設置するホームページなどを通じて、団体情報、人材の情報、助成金情報などまちづくりに関する総合的な情報発信をするとともに、団体自ら効果的な情報発信ができるように、広報力向上を目指した各種講座も開催します。

(2) 活動の場に関する支援の充実

身近な地域のコミュニティ施設である区民センターや地区センター等が、 市民まちづくり活動団体の活動の場として、より使いやすくなるよう、利用 制限の緩和などの取り組みを行います。 また、市民活動サポートセンターについて自由な交流スペースの更なる有効活用を図るほか、市民まちづくり活動団体が、公共施設だけではなく、民間施設も効果的に活用できるよう、施設や会場に関する情報を一元的に発信していきます。

(3) 「さぽーとほっと基金」18の助成メニューの多様化

各種アンケート調査によれば、小規模団体の活動の安定化に向けた支援の要望が強くなっています。「さぽーとほっと基金」は、市民の寄附によってまちづくりを応援する助成制度ですが、小規模団体や活動年数が短い団体のニーズに沿った助成メニューづくりを検討し、効果的な財政支援を進めます。

(4) 活動主体の種類・活動段階に応じた育成支援

気軽に楽しみながら参加できる入門的な講座・研修に参加したまちづくりの初心者が、その後、まちづくりの担い手として活動できるよう、人材と活動をつなぐ役割の強化に努めます。

また、まちづくりの参加・入門から応用・専門的な講座まで、段階的な人材育成を行います。このため、基礎的な知識を身につけ、まちづくり活動を実践し、その実践を踏まえて、より高度で専門的な講座に参加するなど、段階を踏んで学びと実践を繰り返しながら、能力を向上させる講座・研修のメニューづくりを進めます。

(5) 共通講座の開発と人材育成の体系化

市の各部局では、既にさまざまな人材の育成事業に取り組み、ボランティア育成やまちづくり活動団体のための実務講座など、数多くのまちづくり関連講座が実施されています。しかし、実施する部局間での連携が希薄であったことから、関連がある講座を体系化し、効果的な人材育成に努めます。

(6) 活動体験の機会の設定

シニア世代アンケートによれば、「まちづくり活動を学習、体験できる機会」があった場合、「参加したい」が 90.0%であり、「希望する学習、研修の形態」は、「実際の活動を体験する研修」が 72.0%となっています。

市民が団体の活動に触れることができる機会は、極めてニーズが高く、まちづくりの参加・入門教室などには、体験的なプログラムを組み込んで

 $^{^{18}}$ さぽーとほっと基金: 市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金。

団体の活動に参加する、その体験を生かして地域の活動に役立てるなど、 効果的な体験研修を盛り込みます。

3 企業の社会貢献活動の促進

(1) 企業の社会貢献活動の促進施策実施

企業は地域における「企業市民」として、まちづくりを担う重要な主体です。企業が有する専門的な知識・技術、人材、施設・設備などを活用することは、まちづくりに大きな効果を発揮するものと思われます。

また、企業の側も、日ごろかかわりの深い地域が持つニーズに応じて、 社会貢献活動を行うことが、結果的に企業活動にも良い影響をもたらすこ とにもつながります。

企業の社会貢献活動を促すため、本来の企業を行う中で、無理なく取り 組める活動、例えば、配達で戸別訪問をしながら安否確認する、ショッピ ングセンターで、障がい者の共同作業所の製品販売場所を提供するなど、 具体的な事例紹介や提案を行います。

さらには、社会貢献活動に関する企業のネットワークを作り、活動事例の共有や研究を進め、企業やまちづくり活動団体が互いに知恵を出し合いながら、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 企業と団体の交流・連携の促進

企業の社会貢献活動の一環として、企業がまちづくり活動団体を支援したり、両者が協働した事業を実施したりする事例が増えることは、札幌の豊かなまちづくりにとって大変意義あることです。

また、NPO法人をはじめとするまちづくり活動団体は、企業の経営ノウハウや専門的な知識を学び、企業は、団体から地域に関する情報や活動分野に関する知識を学ぶなど、双方にとってメリットがある関係づくりが求められています。

このため、企業と団体が出会い、連携を生み出すきっかけとなるイベントを開催するなど、新たな連携創出を支援します。

4 まちづくりを行うさまざまな主体の連携促進

(1) 団体間及び団体と市民、企業、行政が交流する場の設定

団体同士や団体と企業が出会い、交流し、連携し、そして、協働するという関係に発展させていくためには、まちづくりの重層的なネットワークが市内に広がることが大切です。

また、団体同士の出会いや日常的な交流、事業連携などを一層充実させ

るため、「さぽーとほっと基金」や市民活動サポートセンターに登録する団体が定期的に一堂に会して、情報交換や意見交流を行う場を設定するなど、団体間の連携促進に努めます。

(2) 協働関係の普及促進

団体同士や団体と行政の連携を促進するためには、連携・協働によりどのようなメリットがあるのか、どのような課題があり、その解決方法は何かなど、具体的な事例を収集し、情報発信することが大切です。

また、団体と行政の協働を進めるための事業を創出するなど、協働を誘発し促進する仕掛けも必要とされています。

例えば、行政と協働する事業について、活動団体から事業提案を募り、 選定された事業に対して助成や委託を行うといった仕組みをつくることは、 団体と行政の協働を推進することにつながります。

さらには、市民(主に団体)と行政が協働するための共通のルールなど について検討を進め、協働が行いやすいような環境整備を図ります。

(3) 連携を進める人材の育成

地域においてさまざまなまちづくり活動が行われていますが、これらがより活発化するためには、地域の課題を円滑に解決するのに役立つ情報を提供したり、関係する団体間の協力・連携を促したり、人材を必要とする団体と活動を希望する市民をつなぐなどの役割が必要とされています。

このため、継続的に開講する講座を開発し、地域をつなぐ役割を担っていただきます。

(4) 協働推進のための窓口の体制強化

団体間の連携を促進するに当たり、相談や助言を行う窓口機能が重要です。 既設の札幌市市民活動促進担当課や市民活動サポートセンターなどを活用 しながら、窓口機能の拡充に努め、市役所が一体的にまちづくり活動や協働 推進をサポートしていきます。

例えば、市民活動サポートセンターでは、行政との協働に関わる相談に対しては、市民活動促進担当課と連絡・連携を取って柔軟かつ機動的に対応していくなど、相談窓口の第一線としての役割を果たします。

また、まちづくりセンターでは、まちづくりにかかわる地域の窓口としての機能充実に努めるとともに、必要に応じて、区役所・市役所本庁の各部局とも連携を取り合いながら、活動支援を行います。

5 計画の推進に必要な基本的な環境の整備

(1) 庁内における横断的推進体制の整備

① 職員の意識醸成

市役所の仕事自体がまちづくりに大きくかかわっており、担当職員の みならず、まちづくり活動に直接かかわらない職員も含め、まちづくりに 関して学ぶ機会が大切です。また、職員が市民と一緒に学び合うことは、 職員が市民の視点で物事を考える習慣を身に付けるうえでも有効な手段 です。

職員と活動団体の意見交換や、協働事業の実施、出前講座・出前トークの場を活用した、市民との意見交換を通して、地域の状況や市民の意向を的確に把握することにより、各事業の内容を深め市政に反映させるとともに、職員のまちづくり意識の醸成を図ります。

② 関係部局間の連携

まちづくり活動促進は、関係部局がお互いに連携しながら、市役所一体で進めることが必要です。まちづくり活動に関する施策を展開する上で、 庁内の横断的な連携をより一層重視し、市役所内部機関である「市 民ま ちづくり活動促進調整委員会」19を軸に、事業連携などを進めます。

例えば、人材育成に関して見ると、現在は、各部局で独自に研修事業が行われていますが、これからは、調整委員会の中に、研修に関連する部局によるプロジェクト会議を設置して、研修に関する情報を共有するとともに、施策の方向性を総合的に検討する中で、人材育成に関する研修を体系化していくということが考えられます。

庁内連携の一環としては、市の各部局が実施する各種イベントにおいてまちづくり活動のPRも行っていきます。

また、まちづくり活動を語って、一部の悪質な団体が詐欺的あるいは 犯罪的な行為をすることにより、市民に被害が及ぶことも起り得ます。そ うならないよう、悪質な動きのある団体については、各部局間の情報共有 を積極的かつ迅速に行うようにしていきます。

(2) まちづくりセンターの機能強化

まちづくりセンターは、地域と連携しながら、日常生活上の課題解決やコミュニティの活性化を図るなど、さまざまなまちづくり活動を支援する拠点であるとともに、市民にわかりやすい情報を提供し、市民の声を市政につな

¹⁹市民まちづくり活動促進調整委員会:幅広い分野にわたっている市民まちづくり活動を促進していくことを目的として設置する全庁横断的な組織。局長、部長、課長の各会議があり、市民まちづくり活動促進施策に係る重要事項の検討、調整、総括を行う。

ぐ市役所の最前線の窓口でもあります。

これらの機能を発揮し、これまでも町内会を中心にした地域のまちづくり活動を積極的に支援してきましたが、複雑・多様化する課題に対応するには、さまざまな団体、個人を横型につないでいく機能の充実が望まれています。

このため、町内会や福祉のまち推進センター、青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会などの各種団体のほか、ボランティア団体やNPO、個人で活動されている方々などをゆるやかに結び、互いの特長や得意分野を生かしながら、より充実した活動ができるよう、これまで以上に積極的に支援をしていきます。

また、地域には、「まちづくり活動に参加したい」という方々が数多く、 少子・高齢化が進行し、地域における支えあいの構築が急がれる中、このような方々をしっかりと活動につなげていくことも重要です。今後、まちづくりセンターを拠点として新たな人材を発掘するなど担い手を増やし、活動につなげていくため、「札幌市生涯学習センターちえりあ」や「市民活動サポートセンター」などの既存の人材育成事業とも連携して、今まで以上に地域のまちづくり参加の入口の一つとしての機能を発揮していきます。さらに、発掘・育成した人材と、参加者を求める団体や支援を求める個人などをつなぐ仕組みづくりを進めます。

一方で、まちづくりセンターは、地域の活動に積極的にかかわっている方を除き、「敷居が高く、その存在や機能が良く分からない」という声も聞こえていることから、よりセンターを知ってもらい、多くの市民が身近な存在だと感じ、「行ってみたい」と思ってもらえるように、まちづくり活動の「広報」を積極的に行い、市政や地域に関係するわかりやすい情報が入手できる環境も整備します。

また、地域の課題は、多様化・複合化が進み、まちづくりセンターだけでは対応しきれない事柄も数多くあるため、出前講座などの既存事業を積極的に活用したり、まちづくりセンターを各部局の出張オフィスとして活用するなど、より一層区役所や本庁部局との連携を強化し、地域の課題解決がさらに円滑に進むようにしていきます。

(3) 計画の進行管理及び評価

この計画が十分に機能していくためには、盛り込んだ施策・事業の実施状況を把握し、計画全体の成果をしっかり評価し、改善へつなげるという循環的な仕組の構築が重要です。

こうした取り組みにあたっては、市民参加が大切であり、促進条例に定めた附属機関である「市民まちづくり活動促進テーブル」の意見を聞くこ

とはもちろんのこと、日ごろからホームページによる情報提供を充実し、 意見提出手段を確保するほか、ワークショップなどを通じた意見の聴取な ど、市民参加の複数の手法を講じながら、市民意見の反映に努めます。

第7章 計画を推進するための重点施策

この計画の基本目標である「市民が市民の活動を支える"まちづくりの札幌スタイル"の構築」には、多くの市民が、その役割と持てる力を認識し、気軽にまちづくりに参加することが何よりも大切です。

また、「まちづくりは人づくり」といわれるように、地域の身近な課題に対応できる、あるいは、専門的なテーマに知識・経験を生かしながら取り組んでいく多彩な担い手が育ち、市内のさまざまな活動の場を舞台に交流したり、新たな活動を生み出したりできる環境づくりが必要とされています。

市民と市民、団体と団体が相互につながり連携を進めることは、相乗効果を 生み出します。その連携に企業も加われば、専門的な知識、技術、経験が地域 や社会の課題解決により効果的に活用できることになり、まちづくりにも大き な広がりをもたらすことになると考えられます。

さらに、まちづくり活動に必要な財源の面では、まちづくり参加の一つの手法として寄附が根づいていけば、まさに、それぞれの立場でできることから参加し、市民がお互いに支え合う社会の実現につながっていきます。

こうした観点から、第6章の施策の方針を受けて、平成21年度から概ね5年後を見据えて、札幌市が重点的に取り組む施策・事業について、次の7つの重点施策として整理しました。

各施策は複数の事業で構成していますが、これらの総合的な展開によって、 市民まちづくり活動を取り巻く課題を解決し、市民が市民の活動を支える"ま ちづくりの札幌スタイル"を構築していきます。

[7つの重点施策]

- 1 多くの市民のまちづくり参加促進
- 2 市民まちづくり活動を支える人づくり
- 3 活動の場となる施設の機能強化
- 4 市民まちづくり活動の多様な連携を促進
- 5 企業による社会的課題解決型事業の促進
- 6 地域における多様なふれあいの場の創出
- 7 市民まちづくり活動を広げる寄附文化の醸成

〔重点施策1〕多くの市民のまちづくり参加促進

さらに多くの市民にまちづくり活動へ参加してもらうために、参加のきっかけづくり、 必要な人が必要なときに必要な情報を得られ、誰もが気軽に参加できる仕組みづくり などを進めます。

また、子どもから高齢者まで、年齢に応じた参加ができるよう、多様な参加の機会を 提供します。

<成果指標>

市民まちづくり活動に参加経験のある人の割合(H18:41% ⇒ H25:60%)

項目	内容
「まちづくりの総合情報 発信」 (市民自治推進室) 地域コミュニティのさらな る活性化支援 (地域振興部) (市民自治推進室)	新たなまちづくりの担い手の参加を促進し、市民まちづくり活動をさらに活発化するため、さまざまな団体で行われているまちづくり活動の様子や団体、人材の状況など、まちづくり活動の情報をきめ細かく提供するとともに、これらの情報を縁として、人と人、人と活動を結びつける仕組みを構築します。 また、併せて活動の場として活用できる、公共施設と民間施設の情報を一元的に提供します。 地域における最も基礎的なまちづくり活動団体である町内会の活動をさらに活発なものにしてもらうため、各地域で行われている活動の情報をわかりやすく発信することなどの支援をします。
大学と地域の連携による都市再生の推進 (政策企画部) 学生と地域の連携によるまちづくりの促進 (市民自治推進室) (各区市民部)	大学をまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、複雑・多様化するまちづくりのさまざまな課題に対して、地域のシンクタンク・まちづくりの担い手として、大学の機能を地域に積極的に生かしていく仕組みづくりを進めます。 地域におけるまちづくり活動のさらなる活性化を図るため、学生の創造力や活力を地域のまちづくりに生かす取り組みを促進します。
企業向けボランティア情報配信 (市民自治推進室) まちづくり活動への参加のきっかけイベント開催 (市民自治推進室) (各区市民部)	企業の社員が無理なくボランティア活動に参加しやすいように、企業向けのボランティア情報を配信します。休日に参加できたり、関心の高い活動の情報を提供することで、企業における社会貢献への意識向上と参加促進を図ります。 まちづくりの重要性や面白さを知ってもらい、関心を高め、まちづくり活動への参加の道筋をつけるきっかけとなるイベントを開催します。

項目	内容
地域の縁結び事業「ま	新たな担い手の参加のきっかけづくりのため、これまでま
ちづくり参加・入門教	ちづくり活動に参加する機会が少なかった方を対象とし
室	て、講義、実践的な活動紹介、体験、振り返りなどを組み
(市民自治推進室)	合わせた教室として実施している「まちづくり参加・入門教
(各区市民部)	室」のさらなる充実を図ります。
子どものまちづくり体験	子どもたちにまちづくりの大切さや楽しさを知ってもらうと
事業	ともに、子どもの視点を生かしたまちづくり活動を実践して
3 710	もらうことを通じ、将来のみならず現在のまちづくりの担い
	手を育成するため、子どもたちに地域のまちづくり活動を
(各区市民部)	体験する機会を提供します。
若者向けまちづくりイン	若い世代を対象に地域のまちづくりへの参加体験の場
ターンシップ事業	やまちづくり活動団体と共に一定期間活動する機会をつく
(市民自治推進室)	り、将来のまちづくりの担い手としての育成を行います。
さっぽろ夢大陸「大志	子どもたち自身が希望・想像する活動を自分たちで計
塾 事業	画し、お互いに相談・協力しながら行う手作りの体験活動
(子ども育成部)	の場を提供します。
こどものまち「ミニさっぽ	市内の小学生が、子どもの街である「ミニさっぽろ市」の
ろ」事業	市民となり、そこで働き給料を得、お店で買い物や食事を
(子ども育成部)	することができるなどの社会生活体験事業を実施します。
わたしたちの児童会館	児童会館やミニ児童会館に子ども運営委員会を設置
づくり	し、児童会館利用のルールづくりや愛称をつけるなど、子
	どもたちが意見を発表できる機会を増やし、地域への愛着
(子ども育成部)	や市民自治に対する関心を育みます。
地域の支え合い創出	介護保険等の現行制度で対応できない日常生活上の
	困りごとなど、個々人の需要にきめ細やかに対応していく
	ために、地域でボランティアをしたいと考えている人と手助
	けを求めている人をしっかりとつなぐ仕組みづくりなど、地
(市民自治推進室)	域の方々が温かなまなざしでお互いに関心を持ち合い、
(各区市民部)	自然に助け合う地域の支えあい体制の強化を支援します。
	- ^。 - そのために、まずは一部のモデル地区において地域の
	方々が主体となってボランティアをしたい人と手助けを求め
	る人の両者のニーズを掘り起こすとともに、地域の方々が
	つなぐ役割を果たす「世話人」を配置し、福祉のまち推進
	センターなど既存の組織とも連携しながら、連絡調整、結
	び付けなどの実験的な取り組みを行うなかで、本格的に実
	施するにあたっての仕組みづくりや課題整理等を行いま
	す。
まちづくりセンター地域	まちづくりセンターの運営に、地域の創意工夫を生かす
自主運営化	ことで、より一層地域の状況に沿った運営とすることを目的
	に、希望する地域に対して必要な経費を支払い、その取り
	組みを支援します。また、地域自主運営化移行後も、地域
	の方々が目標を持ってまちづくりを推進することが出来るよ
(市民自治推進室)	う、まちづくりの目標を定める取り組みに対する支援などを
(各区市民部)	行います。

· 古 · 口	中
項 目	内 容
推薦まちづくり図書紹介	推薦まちづくり関連本をリスト化し、市のホームページ等
(市民自治推進室、中	で紹介することによりインターネットによる検索がしやすくす
央図書館)	るほか、イベントを活用した本のPRコーナーを設けます。
ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランス20に取り組む企業を認証し、それ
取り組み企業応援事業	らの企業に対してアドバイザーの派遣や、助成金による支
	援を行うことで、市民一人ひとりが真に豊かで幸せに暮ら
(子ども育成部)	す社会の実現を目指します。
さっぽろふるさとの森づ	公園予定地などにおける市民植樹祭を実施するほか、
くり事業	市民参加による苗木づくりや樹木の育成活動を行います。
(みどりの推進部)	
福祉と多世代のふれあ	障がい者施設などの福祉施設や、子育てサロンの実施
い公園づくり事業	会場と隣接する既設公園について、施設利用者と地域住
	民による整備後の利活用も考慮に入れた施設内容の検
	討を踏まえて、バリアフリー ²¹ 遊具や乳幼児キッズコーナー
(みどりの推進部)	などを整備します。
自主防災活動の推進	地域の災害対応力を高めるため、地域に密着した基礎
	的な地域コミュニティである単位町内会などを自主防災活
	動の主体と位置づけ、防災資機材の助成などの地域の主
(危機管理対策部)	体的な取り組みを推進します。
福祉のまち推進事業	福祉のまち推進センターによる地域住民の日常的な福
	祉の支え合い活動を推進するため、活動費や拠点施設
	確保の支援を行うとともに、課題解決の取り組みや担い手
	確保の支援、一層の情報提供など、さらなる活動の展開
(保健福祉局総務部)	を支援します。
福祉除雪事業	高齢者や障がいのある人が冬期間も安心して暮らせる
	よう、地域住民や企業などの地域協力員が間口除雪など
	のサービスを行うとともに、声かけなどの安否確認を行いま
(保健福祉局総務部)	す。
地域と創る冬みち事業	地域住民、除雪事業者、行政の三者による話し合いによ
	って、地域の実情に応じた除排雪を行い、市民の理解や
	満足度を高めます。
(建設局管理部)	
学校と地域の連携によ	学校における、地域との連携を図る取り組みとして、地域
るまちづくりの促進	清掃、花苗植え付け、地域を結ぶ音楽会など、さまざまな
	行事等を企画し、地域の活性化に貢献します。
(学校教育部)	

 $^{^{20}}$ **ワーク・ライフ・バランス**: 仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること。

²¹ バリアフリー:段差など生活していく上で障害となるものを取り除くこと。

[重点施策2]市民まちづくり活動を支える人づくり

まちづくりは人づくりといわれるように、まちづくり活動を促進するためには、担い手の育成が重要です。

市民のまちづくりに関する学習への要望は多種多様であるとともに、団体が求める 人材もさまざまであることから、個人や団体の状況に対応したきめ細かな支援が必要 となっています。

このため、まちづくりの担い手を基礎から応用、実践まで、段階的に育成する事業を 総合的に実施します。

<成果指標>

まちづくり人材育成講座修了者(H25:累計 100 名)

項目	内容
まちづくりに関する総合	各区で開講している「まちづくり参加・入門教室」の受
的な人材育成	講者など、一歩進んだ学習を希望する市民を対象とし
	て、まちづくり実践を重視したプログラムを作成し、開催し
	ます。
	また、市民が自分の段階や分野に応じた学習機会を選
	択しやすくするために、市民活動サポートセンター主催の
	まちづくり活動支援関連講座、ちえりあ主催の「さっぽろ市
(市民自治推進室、保	民カレッジ」市民活動系講座、ボランティア研修センター主
健福祉局総務部、生涯	催のボランティア養成研修などの類似・関係講座をお互い
学習部など)	に関連付けて、全体として総合化・体系化を図ります。
まちづくり人材育成	市民まちづくり活動団体において活躍されている方のう
(市民自治推進室、生	ち、更なる活動の向上を図るためにさまざまな団体とともに
涯学習部)	活動することも希望する方を対象として、個人や団体を結
	びつける力などの向上を目的とした講座を開講します。
地域の縁結び「まちづく	新たな担い手の参加のきっかけづくりのため、これまで
り参加・入門教室」	まちづくり活動に参加する機会が少なかったシニア世代、
<再掲>	若い世代、勤労者等を対象として、講義、実践的な活動
	紹介、体験、振り返りなどを組み合わせた教室として実施
(市民自治推進室)	している「まちづくり参加・入門教室」のさらなる充実を図り
(各区市民部)	ます。
大学機関等との連携に	大学等の高等教育機関と連携しながら、まちづくりに関
よるまちづくり人材育成	するプログラムを開発します。プログラムには、まちづくり活
プログラムの開発	動団体の協力のもと、団体の活動への参加体験も取り入
	れ、団塊の世代や若者等を対象にして、まちづくり活動へ
	の参加を促します。また、大学としても、学生のインターン
	シップ学習の場としての活用を図ることができるよう、工夫
(市民自治推進室)	するとともに、大学の科目等履修制度の適用による正規単
(川氏日伯推進至)	位を付与できる制度の普及を目指します。

項目	内 容
さっぽろ市民カレッジに	地域活動のリーダー育成や、学んだ成果を地域での活
よる人材育成の推進	動などに活かす仕組みづくりを「さっぽろ市民カレッジ」で
	進めるほか、まちづくり活動を実践している市民の知識や
(生涯学習部)	技術を認証する手法などについて検討します。
団体運営支援事業	団体の運営者・経営者が資金を調達し確保できる力を
	身に付け、組織を円滑に運営していけるようにすることを目
	的に、市民活動サポートセンターにおいて活動資金の確
	保に関する系統的な講座を実施します。実施にあたって
	は、これまでの基礎的な講座に加え、その応用編として、
	資金調達や組織運営にまで踏み込んだ実践型講座を開
(市民自治推進室)	講します。
市役所におけるまちづく	職員のまちづくり支援力向上のために、まちづくり活動を
り支援体制の構築	実際に体験しながら、地域の実情やまちづくりに関する実
	践的知識について学ぶ機会を設けます。
	また、市民まちづくり活動を促進するための体制づくりと
	して、市民まちづくり活動促進調整委員会を活用して庁内
	連携を図るとともに、事案に応じて、プロジェクト会議を柔
(市民自治推進室)	軟に立ち上げます。
簡易型災害図上訓練	地域の防災力の向上と地域交流の推進を図るうえで効
(DIG)普及員の養成	果的な手法である「簡易型災害図上訓練(DIG)」をさらに
	地域に普及させるため、応募した市民を対象に研修、体
	験などを通じて、この手法を教え、広める普及員を養成
	し、地域レベルでの防災意識を高める人づくりを進めま
(危機管理対策部)	す。
子ども防災リーダー	災害のない安全で安心なまちづくりを進めるため、将来
育成	のまちづくりを担う子どもたちに、防火・防災に対する正し
	い知識等を習得してもらうための事業を実施します。また、
	そのような知識等を子どもの家庭や地域に、効果的に広め
(消防局)	ることのできる仕組みづくりを行います。
学校と地域の連携に	市立中・高等学校では、総合的な学習の時間等を活用
よる職場体験活動	し、地域の事業所等の協力を得ながら、職場体験、インタ
	ーンシップ等の体験活動を実施しています。この活動を通
	して、子どもたちの発達段階に応じた望ましい勤労観、職
	業観等の育成とともに、地域のまちづくりに関わる態度の
(学校教育部)	育成を目指します。

〔重点施策3〕活動の場となる施設の機能強化

まちづくり活動をさらに促進するためには、公共、民間を問わず地域に根ざした施設で、まちづくり活動への支援をより一層充実させていく必要があります。

幅広い内容のまちづくり活動を的確に支援していくため、施設機能の総合的な強化を継続的に目指します。

<成果指標>

まちづくりセンターにおける市の担当部局による説明会、出前講座等の会合の開催回数(H25:H21調査件数から2割増)

項目	内 容
地域に根ざした施設	公共・民間を問わず、それぞれの施設における機能を生かし
を活用した広報支援	たり、余裕スペース等を活用することにより、まちづくり活動団体
(市民自治推進室)	が行う活動、事業、イベント等の広報を支援する取り組みを行
	います。
市民活動サポートセン	市民活動サポートセンターの自由な交流スペース等をさらに
ター機能の充実	有効活用し、登録団体によるイベントやまちづくり活動を普及啓
	発する事業を行います。
	また、これまでの相談ノウハウを活用して、まちづくり活動を行
(市民自治推進室)	いたい人と活動に参加する人を求める団体とを結ぶ機能を充
(山区口川底)	実させます。
まちづくりセンターの	地域の身近なテーマを取り上げた学習会を地域住民参加で
機能の充実	開催するなど、まちづくりセンターを拠点に地域のまちづくり活
	動を支援・促進する事業を充実していきます。
(市民自治推進室)	また、まちづくりに密接な事業について、担当部局がまちづく
(各部•室)	りセンターの場を有効に活用し、例えば事柄によって相談や説
(1 44 -77)	明に出向く、あるいは課題に関係のある出前講座を実施するな
	ど、地域課題の解決を支援します。
「まちづくりの総合情	新たなまちづくりの担い手の参加を促進し、市民まちづくり活
報発信」	動をさらに活発化するため、さまざまな団体により行われている
<再掲>	まちづくり活動の様子や団体、人材の状況など、まちづくり活動
	の情報をきめ細かく提供するとともに、これらの情報を縁として、
	人と人、人と活動を結びつける仕組みを構築します。
(市民自治推進室)	また、併せて活動の場として活用できる、公共施設と民間施
	設の情報を一元的に提供します。
コミュニティ施設の	地域の身近なコミュニティ施設である区民センターや地区セン
利用促進	ター等について、料金体系の改善や利用制限の緩和、申し込
17/14/21	み方法の改善など、更に使いやすいようにするための取り組み
	を進めます。
	また、これらの施設を核としたまちづくり活動が更に活発なもの
(地域振興部)	となるよう、指定管理者と地域住民が協働で運営する仕組みづ
	くりや講座事業の充実等を進めます。

〔重点施策 4〕市民まちづくり活動の多様な連携を促進

まちづくり活動団体がお互いにつながり合い、連携して活動することにより、情報や ノウハウの共有が図られ、それぞれの団体の活動の充実に結びつくなどの相乗効果 が期待できます。

このため、団体間をはじめ、個人と団体、企業と団体の交流、連携、協働を活発に するイベントやきっかけづくりを推進します。

<成果指標>

連携を行っている活動団体の割合(H19:62% ⇒ H25:70%)

75 D	н 🕏
項目	内 容
(仮称)さっぽろまちづく	多くの市民に、気軽に楽しみながらまちづくりを知っても
りウイーク	らい、参加につなげていくことや、団体同士あるいは団体と
	企業の出会いと交流の場の創出を目的としたイベント「ま
	ちづくりフェスタ」を開催します。
	また、このフェスタの前後各1週間程度を(仮称)「さっぽ
	ろまちづくりウイーク」として設定し、各関係機関・団体による
	各種まちづくり関連イベントを集中的に展開するとともに、公
	共施設において、(仮称)「まちづくり活動の日」を設け、まち
(市民自治推進室)	づくり活動団体の活動や交流の場をつくります。
まちづくり協議会のさら	連合町内会を中心とした地域のさまざまな団体のゆるや
なる活性化支援	かな連携組織である「まちづくり協議会」等による、地域の
	課題解決に向けた取り組みを支援します。
	また、まちづくりセンターの地域自主運営化を目指してい
(市民自治推進室)	る地域のまちづくり協議会等に対して、地域活動ビジョン
(各区市民部)	策定からビジョン実現までの一貫した支援を行います。
さぽーとほっと基金登録	さぽーとほっと基金に登録している団体が一堂に会して
団体連携促進	意見交換や交流を行うことを通じて、各団体の活動内容
	の向上を図ってもらうとともに、基金及び登録団体の広
	報、基金への寄附の募集活動などを連携して取り組みま
(市民自治推進室)	す。
協働推進に関する取り	非営利で公益的な活動を行うまちづくり活動団体と市と
組み	が「協働」で事業を進めるあり方は、一般的な企業と市の
	関係とは異なるところがあります。このことから、まちづくり
	活動団体への事業委託など、契約に関するルールづくり
	を行うとともに、協働した事業を行うための条件整備を行
(市民自治推進室)	います。

項目	内 容
さっぽろ孤立死ゼロ安	マンションなどの集合住宅に住むひとり暮らしの高齢者
心ネットワークモデル事	などの孤立死を防止する観点から、地域、関係団体等に
業	より構成する「さっぽろ孤立死ゼロ推進会議」を発足し、市
	民への普及啓発や孤立死の防止に向けたネットワークづく
(保健福祉部)	りを進めます。
地域の個性を生かした	安全安心、環境美化、健康づくり、地域活性化などの
ふれあいの機会づくり	地域課題解決活動がより多くの市民の参加により行われ
	るよう、さまざまな形で支援し、「自分たちの地域のことは自
(市民自治推進室)	分たちで考え、決め、そして行動する」という市民自治によ
(各区市民部)	る、市民が主役のまちづくりを推進します。
商店街地域力アップ事	地域における商店街の魅力や社会的役割の向上のた
業	めに、商店街が地域住民とともに、地域情報発信、地域
	住民交流等の地域課題解決に向けた新規事業を行う場
	合、その経費の一部を補助することにより、事業支援を行
(産業振興部)	います。
ごみ減量アクションプロ	市民・事業者・行政の三者で構成する「さっぽろスリムネ
グラム支援事業	ット」によるごみ減量実践活動への支援を行うとともに、ご
(環境事業部)	み減量実践者の拡大に向けた取り組みを行います。

〔重点施策5〕企業による社会的課題解決型事業の促進

少子高齢化、環境、地域安全など、今日のさまざまな社会的課題に対応するためには、行政をはじめ、市民、まちづくり活動団体、企業が、しっかりと役割分担し、時には連携して取り組むことが必要となっています。

このため、企業や活動団体が、社会的課題に向き合い、双方の資源や強みを生かしながら、協働により、課題解決のための活動ができるような環境づくりを行います。

<成果指標>

企業市民活動研究会参加企業による、新たな社会貢献活動の創出

(H21:- ⇒ H22:累計 30件)

項目	内容
企業市民活動研究会	企業の社会貢献活動の進め方や連携事業などについ
11 /K 11 /K 11 /K 1/1 /L /L	て話し合い、具体的な実践につなげていく場としての「企
	業市民活動研究会 (通称「さっぽろまちづくり研究会」)の
	活動を充実し、企業とまちづくり活動団体との協働事業の
	実施を目指します。(研究会は平成22年度までの設置)
(市民自治推進室)	
協働市場創設	企業とまちづくり活動団体が協働して、社会貢献活動を
	行うことは、双方の強みを生かし、活動に広がりが生まれま
	す。このことは、社会的課題解決のためにも重要であること
	から、企業と団体が、自分たちで協働パートナーを選び、
(市民自治推進室)	自発的に活動ができる仕組みを構築します。
まちづくり活動団体経営	まちづくり活動団体が、社会的課題を解決するために
者育成講座	は、活動を事業化して、継続的に取り組むことも必要となり
	ます。また、団体の経営基盤がしっかり固まっていなけれ
	ば、企業との連携が困難となることもあります。
	そのために、経営的視点や感覚を身につけた事業型ま
(市民自治推進室)	ちづくり活動団体経営者の育成を図ります。
企業向けボランティア情	企業の社員が無理なくボランティア活動に参加しやすい
報配信	ように、企業向けのボランティア情報を配信します。休日に
<再掲>	参加できたり、関心の高い活動の情報を提供することで、
	企業における社会貢献への意識向上と参加促進を図りま
(市民自治推進室)	す。
社会的課題解決推進	市民まちづくり活動団体の提案を受けて、少子高齢化、
事業	環境や青少年に関すること等さまざまな社会的課題に取り
(市民自治推進室)	組みながら、新たな雇用を生み出します。
札幌・サンサンプロジェ	市民、事業者、市の三者が協働して、それぞれ自宅、
クト	施設等に市内で合わせて約 1,000 キロワットの太陽光発
(環境都市推進部)	電設備の設置を進めることにより、太陽光発電の普及促
	進を図ります。

項目	内容
コミュニティビジネスによ	まちづくり活動団体と商店街が連携して、コミュニティビ
る商店街振興事業	ジネスに取り組むことにより、商店街の活性化及び地域の
	まちづくりを進めます。具体的には、まちづくり活動団体に
(産業振興部)	対する資金的な支援等を行います。
団塊の世代及び女性の	起業(コミュニティビジネスや社会的起業を含む)を目指
起業支援事業	す団塊の世代や女性を対象に、起業セミナーの充実や、
(産業振興部)	起業希望者に対する個別アドバイスを行う起業塾の実施
	など、団塊の世代・女性の起業を支援します。
コミュニティ型建設業	地域や個人のさまざまな課題の解決を図るとともに、建設
創出事業	業が持つ人材、技術、機械などを活用し、地域に根ざした
	新たな事業の展開を進めるため、市民が安心して仕事を
	頼める仕組みをつくるほか、両者を仲介する事務局の運
(産業振興部)	営を支援します。
協働による冬期歩行環	冬期歩行環境の向上を図るために、企業から寄附を受
境の改善	けた歩行者用砂箱(企業名入り)の設置、砂まき活動の実
	施や市民、コンビニなどにおける自発的な砂まき活動の拡
(建設局管理部)	充に積極的に取り組みます。

[重点施策6]地域における多様なふれあいの場の創出

地域におけるまちづくり活動のさらなる活発化のためには、より身近な場所で気軽 に集い、交流できる場や機会の存在が重要です。

そのようなふれあいの場や機会は、コミュニティの活性化を促すとともに、市民同士の支え合い、地域のまちづくりに関する情報交換・活動の拠点となっていくことが期待されます。

このようなことから、地域で取り組まれている多様な交流の場や、誰もが参加できる場がさらに広がっていくことを目指した、地域の自主的な交流の場づくりの支援を行います。

<成果指標>

身近に交流・ふれあいのできる場があると感じている市民の割合

(H25:H21調査結果から2割増)

項目	内 容
地域の多様な交流	地域で気軽に集い、話し合い、地域課題を共有できる多
の場設置促進	様な場を創出することにより、新たなまちづくりの種が誕生す
	る環境づくりを目指して、地域で取り組まれているさまざまな
	交流の場について積極的に広報します。
	また、公共施設において、いわゆる「地域の茶の間」を体
	験できる機会を提供するなど、人と人のふれあいの大切さ、
(市民自治推進室)	楽しさを実感できる場を設け、市民自らが主体的に運営する
(各区市民部)	「地域の交流の場」の開設を促します。
はつらつシニアサポ	高齢者の生きがい対策として、高齢者団体が自主的に行う
ート事業	先駆的な地域貢献(ボランティア)活動に対して支援を行うた
(高齢者地域貢献支	めのシニアチャレンジ事業、高齢者の生きがい活動や情報交
援事業)	換等の拠点づくりを支援するシニアサロンモデル事業等を実
(保健福祉部)	施しています。
地域主体の子育てサ	町内会等の地域が主体となって運営する子育て中の親子
ロン設置事業	同士が交流する場としての子育てサロン設置への資金的な
	助成や情報提供、会場の提供、ボランティアの養成などの各
(子育て支援部)	支援を継続します。
みんなが集い学び楽	公園緑地の保全・利活用を一体的に進める市民主体のボ
しむ公園緑地づくり	ランティア活動や公園樹木の落葉のリサイクル活動、各区の
事業	拠点となる公園における情報提供拠点・ネットワークづくりな
(みどりの推進部)	どへの支援を行います。

項目	内容
福祉と多世代のふれ	障がい者施設などの福祉施設や、子育てサロンの実施会
あい公園づくり事業	場と隣接する既設公園について、施設利用者と地域住民に
	よる整備後の利活用も考慮に入れた施設内容の検討を踏ま
<再掲>	えて、バリアフリー遊具や乳幼児キッズコーナーなどを整備し
(みどりの推進部)	ます。
地域の個性を生かし	安全安心、環境美化、健康づくり、地域活性化などの地域
たふれあいの機会づ	課題解決活動がより多くの市民の参加により行われるよう、さ
くり	まざまな形で支援し、「自分たちの地域のことは自分たちで考
<再掲>	え、決め、そして行動する」という市民自治による市民が主役
(市民自治推進室)	のまちづくりを推進します。
(各区市民部)	
商店街地域力アップ	地域における商店街等の魅力、社会的役割等の向上のた
事業	め、商店街等が地域住民とともに、空き店舗の活用等によ
	り、地域課題の解決に向けた新規事業に取り組む場合、そ
(産業振興部)	の経費の一部を補助します。

〔重点施策7〕市民まちづくり活動を広げる寄附文化の醸成

寄附は、善意の資金により、まちづくり活動団体を応援・支援するという点で、まちづくりへの参加の一つの形です。直接、まちづくり活動に参加できなくても、寄附を通じて誰でも気軽に団体の活動に参加していることになります。市民まちづくり活動促進基金(愛称「さぽーとほっと基金」)は、市民の皆さんからの寄附を原資にして、基金に登録している団体の活動に助成金を交付する仕組みです。

「寄附」という形で市民が市民を支える「寄附文化」の醸成を図るため、「さぽーとほっと基金」の多様な寄附受入れの仕組みをつくるとともに、市の他の基金制度等との連携による総合的な取り組みにより、寄附文化の醸成に努めます。

<成果指標>

さぽーとほっと基金への年間寄附金額

(H25:計画期間累計1億5,000万円)

項目	内 容
さぽーとほっと基金によ	小規模団体や活動期間の短い団体が多い実態を踏ま
る助成	え、既存の団体指定、分野指定、テーマ指定の各メニュ
<再掲>	ーに加え、小口の助成を行う仕組みをつくることにより、団
	体の日ごろの活動の充実と安定化に向けた支援を行いま
	す。
	また、複数の団体間や団体と行政が協働で実施する事
	業を対象とした助成など、連携・協働を促す新たなメニュ
(市民自治推進室)	一の設定についても検討していきます。
さぽーとほっと基金をさ	さぽーとほっと基金への寄附者、応援者の方々ととも
さえる会	に、この基金をささえる会を設置します。例えば、イベント
	時に募金箱の設置・運営など、寄附を効果的に集めるさま
(市民自治推進室)	ざまな方法の開発などに取り組んでいきます。

項目	内 容
寄附文化醸成のため	まちづくり活動へ気軽に参加する手法の一つである「寄
のPR推進	附」に対する市民の理解を深めるとともに意識を高め、「寄 附」が自然に行われる「寄附文化」を醸成していきます。
	そのために、多様な手法を用いて寄附がどのようにまち
	づくりに役立てられているのかをわかりやすく情報発信す
	る広報に取り組みます。 また、さぽーとほっと基金以外に寄附を受け付けている
(秘書部、市民自治推	他の基金についても、広くPRする取り組みを継続して実
進室)	施します。
絵本基金「子ども未来	企業・団体、市民から、札幌市子育て支援総合センタ
文庫」	ーや保育・子育て支援センター(ちあふる)・市立保育所な
	どに対する就学前児童向け絵本(新品)の寄贈を募ってい る「子ども未来文庫」を継続します。寄贈された絵本は、こ
(子育て支援部)	れらの施設での読み聞かせや閲覧用図書に利用します。